

(本訴事件) 平成28年(ワ)第27562号 損害賠償等請求事件

(反訴事件) 平成29年(ワ)第14391号 債務不存在確認請求事件

(反訴事件) 平成30年(ワ)第3253号 損害賠償等請求事件

本訴原告(反诉被告) 池田修一

本诉被告 株式会社ウェッジ/大江紀洋/村中璃子

反訴原告 村中璃子

準備書面(8)

平成30年3月7日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御中

被告村中璃子訴訟代理人弁護士 藤 本 英 二



被告村中璃子は、下記のとおり弁論を準備する。なお、略語等は特に記載しない限り従前の例による。

記

第1 「捏造」の定義について

1 広辞苑

「事実でない事を事実のようにこしらえること」とされている。

2 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン

「故意」又は「研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったこと」により、「投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等」に関し、「存在しないデータ、研究結果等を作成すること」が「不正行為」となる「ねつ造」とされている（乙3の6頁）。

原告池田修一による本件成果発表会における発表、及び、NEWS 23における発言は、いずれも「発表された研究成果」に該当する。

3 科学研究費助成事業等の不正行為等の取り扱いに関する規則

「故意」又は「研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を怠ったこと」により、「投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等」に関し、「存在しないデータ、研究結果等を作成すること」が「不正行為」となる「捏造」とされている（丙63の3・第2条（2））。

原告池田修一による本件成果発表会における発表、及び、NEWS 23における発言は、いずれも「発表された研究成果」に該当する。

4 信州大学の研究活動における不正行為の防止等に関する規程

「研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ（報告を含む。）の各過程においてなされる」「存在しないデータ、研究結果等を作成すること」が「不正行為」となる「捏造」とされ、「ただし、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものに限る」とされている（丙64・第2条2）。

原告池田修一による本件成果発表会における発表、及び、NEWS 23における

発言は、いずれも「成果の取りまとめ(報告を含む。)」に該当する。

第2 原告池田修一が、本件成果発表会及びNEWS 23において、本件マウス実験に関し、「事実でない事」かつ「存在しない研究結果」を発表・発言したこと、また、当該発表・発言が「捏造」であること

1 本件成果発表会及びNEWS 23における原告池田修一の発表・発言

平成28年3月16日、本件成果発表会において、原告池田修一は、甲4の29・30・31頁目のスライド(合計6枚)を示しながら、

「最後がですね、こうした病態解析のための動物モデルということなんですが、このNF-kBp50を欠損したマウス、こういうのをノックアウトマウス、ある遺伝子をつぶしちゃったマウスをノックアウトマウスというんですが、これは自己免疫を起しやすい個体ということなんですが、このマウスにですね、インフルエンザワクチン、B型肝炎ワクチン、子宮頸がんワクチン、そして単なる生食を打ってみるとですね、だんだん9ヶ月から12ヶ月、1年くらいして脳の海馬と呼ばれている記憶の中核のところに、このHPVワクチンを打ったマウスだけ、こういう異常抗体がついている。すなわち、脳を攻撃する異常な抗体が、このマウスにはできたということがわかりました。現在、その抗体の性状を詳しく分析しているところなんですが、同時にこのマウスのですね、このマウスのですね、こういう皮膚、足のそっけい(鼠径)の皮膚の中の神経、こういうところですね、これを電子顕微鏡で見るとですね、皮内の神経、こういうものですが、どの神経も壊れている。だからこのマウスは脳と末梢神経とを同時に障害を受けていそう。」と発表した(丙37の39分12秒以下)。このHPVワクチンを打ったマウスだけ脳に障害を受けていそうだと原告池田修一の発表は、科学的な根拠がなく、誤りであり、事実ではない。

平成28年3月16日、全国ネットで放映されたTBSテレビのNEWS 23に

において、甲5のスライドの画像を引用しながら、本件マウス実験を評価して、「子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳の海馬という、記憶の中枢があるところに異常な抗体が沈着して、海馬の機能を障害していそうだ。」「これは明らかに脳に障害が起こっているということです。ワクチンを打った後、こういう脳障害を訴えている患者さんの共通した客観的所見がこうじゃないですか、ということを提示できている。」とする原告池田修一の発言が放送された（乙1）。この子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳に障害が起こっており、脳障害を訴えている患者の共通した客観的所見を提示できているとの原告池田修一の発言は、科学的な根拠がなく、誤りであり、事実ではない。

なお、本件成果発表会において、原告池田修一は、甲4の26・27・28頁目のスライド（合計6枚）を示しながら、HLAに関し、「で、そういうなかです、私たちは、疾患感受性遺伝子というのがあるんじゃないかということで、今HLAのジェノタイプというのを検索しています。このHLAというのは白血球の抗原でして、いろんな膠原病になりやすさとか、免疫反応の応答しやすさ、というようなことを出しているというのをこのHLAの型番ということです。そういうなかで鹿児島大学は脳症状を訴える人のHLAを調べてみたところですね、19人中16人でDPB1*05:01というこの型の人が非常に多かった、84%だった。で、日本人の頻度は40.7%ですが、日本人の平均頻度に対して倍以上の頻度で出るということでした。で、私は信州大学で14例で調べてみるとですね、やっぱり71 %の人がこのDPB1*05:01というHLAの型を持っているということですね。これが何を意味しているのか、日本人の通常頻度の倍以上だということで、このHLAというのは民族によってこの頻度が随分違ってですね、この日本を含む東アジア、この民族はこのHLAのDPB1*05:01という頻度が非常に高い、それに対して欧米人はですね、この頻度が非常に低いということなんですね。こういう遺伝的なバックグラウンドが、ワクチンを打った副反応の出やすさに関係しているかもしれない、ということで、現在ですね、150名を対象にこの解析をですね、もっと詳しくやっ払いこう、と今

やっているところであります（丙37の37分25秒以下）。』と発表した。この脳障害患者のHLAのDPB1*05:01の頻度が日本人の通常の頻度の倍以上だとの原告池田修一の発表は、遺伝子保有率のデータを遺伝子頻度（アレル頻度）のものであるとして発表したものであって、科学的な根拠がなく、誤りであり、事実ではない。

2 原告池田修一の誤った発表を受けた報道

例えば、平成28年3月17日の毎日新聞において（丙65）、以下のように、HLA及び本件マウス実験に関する誤った報道がなされている。

「子宮頸（けい）がんワクチン接種後の健康被害を訴える少女らを診療している厚生労働省研究班代表の池田修一信州大教授（脳神経内科）は16日、脳機能障害が起きている患者の8割弱で免疫システムに関わる遺伝子が同じ型だったとの分析結果をまとめた。事前に遺伝子型を調べることで、接種後の障害の出やすさの予測につなげられる可能性があるという。厚労省内で開かれた発表会で公表した。

研究班は信州大と鹿児島大で、ワクチン接種後に学習障害や過剰な睡眠などの脳機能障害が出た10代の少女らの血液を採り、遺伝子「HLA-DPB1」の型を調べた。

その結果、「0501」の型の患者が信州大で14人中10人（71%）、鹿児島大で19人中16人（84%）を占めた。「0501」は一般の日本人の集団では4割程度とされ、患者の型に偏りが見られた。」

「研究班は複数のワクチンをマウスに接種する実験で、子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳だけに神経細胞を攻撃する抗体が作られたとしている。」

原告池田修一による、本来比較できない遺伝子保有率（71%、84%）と遺伝子頻度（4割程度）に関するデータを、あたかも比較可能な同じものに関するデータであるかのように比較した発表、「子宮頸がんワクチンを打ったマウスの脳だけに神経細胞を攻撃する抗体が作られた」とした誤った発表が、そのまま全国紙の毎日新聞で報道されている。

3 本件マウス実験に関する原告池田修一の発表・発言に対する科学的評価
—「事実でない事」かつ「存在しない研究結果」を発表・発言したこと—

(1) 野田起一郎氏（元近畿大学長・医学部長）の見解に基づく主張

本件マウス実験では、サーバリックス接種群の、たった1匹のマウスの血清による結果を、同じく、各対照群たった1匹のマウスの血清による結果と比較したのみであり、これだけでは、科学的には何の意味も持つ結果とはならず、もちろん、論文として科学雑誌に発表することも不可能と言わざるを得ない。国立大学医学部において医学部長を務めるほどの医学研究者である原告池田修一が、自らのグループによるそうした科学的には何の意味もない結果を、「そのまま受け入れ、自ら公に発表すること」自体が、「存在しない研究結果」を作成して発表したものとして、「科学者として捏造を行ったのも同然である」とみなされても、仕方がない行為である（丙62の2）。

加えて、原告池田修一による本件マウス実験結果の発表及びNEWS 23での発言において（甲4、丙37、乙1）、科学者として特に問題なのは、原告池田修一が、「ワクチン接種をしたマウスの血清中に、神経組織に発現する分子を認識する抗体が存在するように見える」本件マウス実験の結果を、あたかも「ワクチン接種をしたマウスの脳そのものに、自己抗体が沈着しているように見える」との誤った理解に誘導するような、「誤った表現」を何度も用いている点である。このことは、「実験結果の評価を誤った」ということではなく、「発表を聞くものに、さらに間違った理解を誘導する」という意図を、原告池田修一が有していたことを推認させる（丙62の2）。

なお、実験結果の発表資料をまとめた塩沢氏のスライドには（甲6）、こうした

「誤った理解を誘導するような表現」は記載されておらず、「発表を聞くものに、さらに間違った理解を誘導する」意図を有していたのは、原告池田修一本人であると考えられる（丙 6 2 の 2）。

N = 1 の結果を「受け入れ」て、発表すること自体、科学者として失格である。その点は、強く糾弾されるべきであり、信州大学の調査委員会の判断（丙 2）は甘いと言わざるを得ない（丙 6 2 の 2）。

（2）吉川裕之氏（茨城県立中央病院長・前筑波大学医学医療系長）の見解に基づく主張

池田班の塩沢氏が計画した検討項目の一つである「マウス海馬へのマウス自己抗体の沈着」を立証し、原告池田修一が本件成果発表会及びNEWS 2 3において発表したような意味（子宮頸がんワクチンを打ったマウスだけ脳に障害が起こった）があるならば、次の4つのステップが立証される必要がある。

- ① HPVワクチンをNF- κ Bp50 欠損（ノックアウト）マウスに接種することで自己抗体が産生されること。
- ② 産生された自己抗体が血液脳関門を通過すること。
- ③ この自己抗体が海馬などに沈着すること。
- ④ 沈着した自己抗体により（脳の）神経組織に障害が起きること。

原告池田修一が厚生労働省の本件成果発表会やTBSのNEWS 2 3で話したことは、まさに上記の4つが証明されたように話したものである。仮に4つのことが証明されたとしても、あくまで自己抗体を特別に作りやすいマウスで起こったことで、人体に起こることを立証したわけではないが、可能性を示唆する研究としては注目されるような話であった。原告池田修一は、HPVワクチンを接種したマウスで自己抗体が産生され、そのマウスで海馬などに抗体が沈着したとすることで、上記

①～③を立証したような発表をし、脳組織に障害まで引き起こしたように説明したことになる。

しかし、実際には使われた脳組織は、HPVワクチンを接種されたノックアウトマウスとは全く別のマウスであった。自己抗体を含むかもしれないとする血清を別マウスの脳組織に振りかけただけで、血液脳関門を通過する（海馬などの脳組織に自己抗体が到達できる）ことを示すデータではない。しかも特異的な沈着でもないとなると、上記の①、②、③を立証するデータは実は全く存在しなかったことになる。ましてや、④を示すデータはない。TBSのNEWS 23での説明をするには、自己抗体を作りやすい特殊な動物を使った実験とはいえ、上記①～④を立証するデータが必要であったにも関わらず、その①～④を立証するデータはいずれも存在しなかった。これを捏造と呼ばない理由はない。つまり、自己抗体がHPVワクチン接種により産生されたというデータもなく、それが血液脳関門を通過するデータも存在せず、自己抗体が海馬に沈着するというデータも存在しない。ましてや脳組織や神経障害を起こしたデータも存在しない。つまり何かを立証する研究データと呼べるものが全く存在しない（丙63の2・8～9頁）。

本件訴訟においても、原告池田修一は、上記①～④を立証するデータを一切提出していない。

（3）小括

以上のとおり、本件成果発表会及びNEWS 23における本件マウス実験に関する原告池田修一の発表・発言は、「事実でない事」かつ「存在しない研究結果」を発表・発言したものである。

4 本件マウス実験に関する原告池田修一の発表・発言にかかる原告池田修一の責任

原告池田修一は、平成27年12月28日にA氏からプログレスミーティングの

資料の説明を受け、平成28年1月8日の塩沢教授の報告を受けた上で、塩沢氏のスライド（甲6）から抜粋しただけであり、「捏造」行為は行っていない、つまり、代理発表だから問題がないような主張をしている（訴状8頁オ、原告準備書面（6）2頁2項）。

班長（研究代表者）として班員の研究業績を外部に対して具体的に発表することはきわめて異例なことである。研究費を出している厚生労働省に対して、非公開の場で研究班の各班員のデータを一言ずつ述べるような形で総括的に述べることはあっても、今回のように1班員の研究をその班員に代わって、公開の場（平成28年3月16日のメディアにも公開された厚生労働省の成果発表会および同日の全国ネットで放映されたTBSテレビのNEWS23）で発表することは通常ない。もしあるとすれば、1班員の研究ではなく、班長と1班員の共同研究の場合に限られる。原告池田修一が今回のような発表をしたことは、この研究に対して塩沢氏、A氏だけでなく原告池田修一自身が共同研究者として責任を有することを示している。班長といえども共同研究者でなければ研究発表の権利はない。発表することは共同研究者であることを意味し、同時に研究結果への責任があることを示している。原告池田修一自身の発表だから注目され、テレビ放送されたことに対して、スライドを借りて代理発表したなどという弁明は許されない（丙63の2・10～11頁）。

すなわち、本件マウス実験は、公表できるレベルの科学的根拠を有するものではそもそもなく¹、原告池田修一は、そのことを知りながら、非公開の場でなされた塩沢氏及びA氏の発表内容を、意図的に誤った内容に変換した上で、マスコミ及び世間に対して誤った情報を広く流布する目的で、公表することについて塩沢氏及び

¹ 動物愛護団体のPEACEも、本件マウス実験に関し、「これは重要な点ですが、事前に動物実験委員会の承認を得ていないこの実験のデータを論文等に用いることはできないはずだという指摘については、信州大学も「はい」と認めています。つまり、研究不正についてどういう結果が出ようと、倫理的な理由から、このマウスの実験データを論文投稿等に科学的知見として用いることはできません。」と指摘しているとおり、本件マウス実験については手続上も重大な瑕疵があり、そもそも公表することが科学倫理上許される類のものではない（丙66・6頁）。

A氏から承諾を得ることなく、原告池田修一自身の名義において公の場で発表したものである。

原告池田修一は、本件成果発表会のスライドを研究代表者である自身の名義で公表し（甲4の1枚目）、「事実でない事」かつ「存在しない研究結果」を発表した本件マウス実験の発表部分においても塩沢氏の名前を出しておらず（丙37の39分12秒～）、NEWS23においても、塩沢氏の名前を出さずに自ら「事実でない事」かつ「存在しない研究結果」にかかる発言をしていることから、「存在しない研究結果」を作り上げたのは原告池田修一である。

したがって、原告池田修一は、本件マウス実験に関する原告池田修一の発表・発言に関する全責任を負う。

5 原告池田修一の捏造の意図

本件マウス実験の結果の発表そのものが捏造に当たるかということを考えるとき、原告池田修一が、本件マウス実験に関して上記3（1）で指摘した「誤った理解を誘導するような表現」を何度も用いている点に加え、原告池田修一による「発症患者においては特定のHLAアレル頻度が明らかに高い」という誤った発表（甲4、丙37）に関しても、同じように捉えることができる。特定のHLAアレル頻度と遺伝子保有率を混同した原告池田修一の本件成果発表会での発表につき、多くの遺伝病が存在する神経科学の臨床研究者である原告池田修一が、本来比較できないアレル頻度と遺伝子保有率を比較するような低レベルの間違いを犯すところに、やはり「意味をなさない結果を集めて、何か実在しない成果や導き出せない知見を作り上げる」という意図がみられる。したがって、これら全ての状況を俯瞰すれば、ほとんど全ての研究者が、原告池田修一には「サーバリックス接種と脳障害を含む神経症状には因果関係が存在する」という結果を作り上げようとする意図があったと

判断すると考えられる（丙 6 2 の 2）。

今回の原告池田修一の発表のように全く根拠もないでたらめな発表は、研究者として恥ずべきもので、研究不正があったことを否定する科学者はいない。捏造や改ざんの定義と照らし合わせて、それにあてはまるかどうかを議論する前に、研究不正があったことに疑いはない。本調査委員会でも実験の再現性が否定されている（丙 1 5）。仮に、本件成果発表会及びNEWS 2 3において、本件マウス実験に関して「事実でない事」かつ「存在しない研究結果」を発表・発言したことについて、原告池田修一が「故意」ではなかったとしても「研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったこと」は間違いない（丙 6 3 の 2 ・ 1 1 頁）。

原告池田修一は、平成 2 7 年 1 2 月 2 8 日のプログレスミーティングにおいて、A 氏が示したマウスの脳の画像が、子宮頸がんワクチンを接種したNF- κ Bp50 欠損マウスから血清を採取し、その血清を別の正常なマウスの脳切片にふりかけて撮った画像であるとの報告をA氏から受けており（原告準備書面（2）4 頁（i））、子宮頸がんワクチンを接種したNF- κ Bp50 欠損マウスそのものの脳の画像ではないことを認識していたにもかかわらず、本件成果発表会及びNEWS 2 3においては、意図的に、子宮頸がんワクチンを打ったマウスそのものの脳に障害が出たとの虚偽の発表・発言を行っており、原告池田修一には、捏造の「故意」が認められる。本件マウス実験が、サーバリックス接種群の、たった 1 匹のマウスの血清による結果を、同じく、各対照群たった 1 匹のマウスの血清による結果と比較したのみであり、科学的には何の意味もない結果である点についても、原告池田修一は、発表を行うにあたって当然に認識していたものであり、捏造の「故意」が認められるのであって、仮にこの点を認識せずに発表を行ったのであれば、本件マウス実験の統計学的な意味を全く確認せずに発表を行ったことになるから、「研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠った」ものである。

以上のとおり、本件成果発表会及びNEWS 2 3において、本件マウス実験に関して「事実でない事」かつ「存在しない研究結果」を発表・発言したことについて、

原告池田修一には「故意」が認められ、仮に「故意」が認められない場合であっても、「研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠った」（乙3の6頁、丙63の3・第2条（2）、丙64・第2条2）ものであり、「捏造」と判断される。

6 本調査委員会の問題点

N=1の結果を「受け入れ」て、発表すること自体、科学者として失格である。その点は、強く糾弾されるべきであり、信州大学の調査委員会の判断（丙2）は甘いと言わざるを得ない（丙62の2）。

信州大学での本調査委員会の委員長、委員のメンバー選考が適切かどうかには疑問を持たざるを得ない。委員長が法律関係者で、理科系の研究について詳しくないこと、他の委員もすべて外部委員で研究活動との直接的関連が長い間なさそうな名誉職が多い。内部委員がいないというのは理解不能であり、手間のかかることは内部委員が担当するのが通常である。信州大学の本調査委員会が十分な調査を行ったのか疑問がある。指摘された本件マウス実験に係る実験ノートの精査・保全、画像データなどの全生データ等の各種資料の精査・保全が不十分であったと思われ、単に原告池田修一・塩沢氏・A氏のヒアリング、一部のマウス実験の再実験だけに留まっている（丙63の2・12頁）。

不正行為がないというには被告発者（原告池田修一など）に、科学的根拠に基づいて立証させる必要があった。文部科学省の「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて 研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書」（丙63の6）の「第2部 競争的資金に係る研究活動における不正行為対応ガイドライン IV 告発等に係る事案の調査 3認定 (2) 不正行為の疑惑への説明責任」には「① 調査委員会の調査において、被告発者が告発に係る疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示し

て説明しなければならない。② 被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は（合理的な保存期間等を超えるときなどを除き）不正行為とみなされる。③ 説明責任の程度や本来存在すべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会の判断にゆだねられる。」と記載されているが、上記のことが実行されていない。

本調査委員会の問題点については、通報者である宮川剛教授も指摘している（丙 38 の 6～7 頁）。すなわち、本調査委員会において「不正なし」の判定が下された背景には、調査委員会・委員の人選があると考えられる。この人選は、原告池田修一と同じ研究班に属していたなどの利益相反の疑いがある人物が入っていたり、研究内容をよく理解できるような当該研究の専門の研究者、特に現場で研究を実際に行っているような現役の研究者が入っていなかったりするなど、問題があったことから、この人選に宮川剛教授は異議を申し立てたが（丙 12）、全く聞き入れられなかった。そもそも、「不正あり」に判定を出せば、その機関が不利益を被るようなシステムになっていることから（甲 12）²、機関としては「不正なし」と出してくれそうな人選を行うのは当然といえども当然かもしれない。この本調査委員会の活動の中で、調査の申し立てを行った研究者である宮川剛教授に対する聞き取り調査、メールでの調査すら全く行われていない。この不正調査の仕組みそのものに不備があると考えられ、不正の調査は、利益相反のない独立した第三者機関が行うようなシステムを構築する必要がある。

特に、本調査委員会においては、本件成果発表会で実際に原告池田修一が行った発表・発言の内容を確認していない。すなわち、本調査委員会は、原告池田修一の発表スライド（甲 4）しか確認しておらず（丙 13 の配布資料 No. 5、No. 9）、最も基本的な資料である本件成果発表会で実際に原告池田修一が行った発表・発言の内

² 不正行為が認定された場合、競争的資金等の打ち切り、競争的資金等申請の不採択、不正行為に係る競争的資金等の返還、競争的資金等の申請制限（最大 10 年）といった制裁措置がある（甲 12 の 14～16 頁）。

容（丙37）を全く確認していない。本件成果発表会は、公開されて行われたものであり、本調査委員会が、公開された本件成果発表会における音声（丙37）を入手することは容易であったと考えられるが、こうした基本的な資料の収集も怠っている。

本調査委員会の調査がこのような杜撰な調査に留まった背景としては、①委員長の前田雅英氏が法律関係者で、理科系の研究について詳しくなく、どのような資料を収集すべきか（A氏のパソコンを回収して消去された画像データの解析すらしていないとみられる）適切な判断を行うことができなかったこと、②他の委員もすべて外部委員で研究活動からは一線を退いた名誉職が多く、実際に資料を収集する実働の委員がいなかったこと、③調査期間が実質的にわずか20日間であり（平成28年9月21日～同年10月11日。10月11日以降は、調査報告書の作成がなされている。丙13～18）、十分な調査期間をとらなかったこと、④平成28年9月28日に原告池田修一・塩沢氏・A氏のヒアリングが行われたものの、その妥当性の検証にほとんど時間が割かれていないこと、などが考えられる。

以上のとおり、本調査委員会は、委員の人選が不適切であり、本件マウス実験に係る実験ノートの精査・保全、画像データなどの全生データ等の各種資料の精査・保全が不十分であったのみならず、最も基本的な資料である本件成果発表会における音声（丙37）の入手すら怠り、調査期間も実質的にわずか20日間に過ぎない。本調査委員会が必要十分な調査をしたものとは到底認められない。

7 結論

以上述べたことからして、本件マウスの実験結果に関する原告池田修一の発表・発言は、「事実でない事を事実のようにこしらえること」であると同時に、「故意」又は「研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったこと」により、「存在しないデータ、研究結果等を作成」したものであるから、捏造である。

当然ではあるが、野田起一郎氏も「『今回のマウスの実験結果に関する池田氏の発表は捏造である』という指摘は、まさに正しいと考える。」（丙62の2）としているとともに、吉川裕之氏も「池田氏による本件研究の発表もあまりにもデータが少ないのですが、『捏造』としか表現できないのです。」（丙63の2・11頁）と結論付けている³。

第3 本件各記事における「捏造」の表現とその真実性・真実相当性

被告村中璃子は、第2で述べたような科学的観点から、本件各記事において、本件成果発表会及びNEWS23における、本件マウス実験に関する原告池田修一の発表・発言を「捏造」とであると表現したものである。

原告池田修一は、「原告がA氏から子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚も手渡されたにもかかわらず、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを選んで発表した事実」の摘示のみをもって、被告村中璃子が「捏造」と表現したと主張しているが（原告準備書面（4）2頁）、本件マウス実験が「捏造」であることの本質的な意味を理解しておらず、全く的外れである。

そもそも、被告村中璃子は、本件各記事において、「原告がA氏から子宮頸がん

³ 例えば、遠藤周一郎医師からも「普通の科学者であれば予備実験結果なんてあんな自信満々で公表しないし、研究チームで公表するデータについては関連するすべての人間が責任を持つ事は科学界なら当たり前。さらにBOSSともなればもっと当たり前。捏造でないと言う調査結果も内輪の検討委員会で、ガイドライン上の捏造ではなかったと言うだけで、普通の科学者から見たら捏造やん、それ（苦笑）レベルのお話」（丙42の2・6頁）、「訴訟内容が池田自身は実験を行なった教授から手渡されたスライドの一枚を引用し発表しただけ、実験を行なったのは別の矜持（教授）でありそれに関与も指示もしていないのに捏造というのは名誉毀損に当たる、という全く意味がわからない言いがかりレベルの裁判になっているけど、そんな中でも捏造発覚とはっきりと表現しているのが印象的。うん、誰しもが思っているけど、捏造レベルのアホなことをやっているので、読んでいても非常に痛快でした」（丙42の5・2頁）と指摘されているとおり、一般の臨床医の大多数は、本件マウス実験に関する原告池田修一の発表・発言を「捏造」とであると評価している。

ワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚も手渡されたにもかかわらず、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを選んで発表した事実」を摘示したことはなく、本件取材において「手渡した資料には子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もあった。しかし、池田教授は、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表した」とA氏が発言した事実そのものを摘示したに過ぎない。

いずれにせよ、原告池田修一が、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワクチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表したことは、本件成果発表会及びNEWS 23における、本件マウス実験に関する原告池田修一の発表・発言が「捏造」であることを基礎づける事実のひとつであって、本件マウスの実験結果に関する原告池田修一の発表・発言は、「事実でない事を事実のようにこしらえること」であると同時に、「故意」又は「研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったこと」により、「存在しないデータ、研究結果等を作成」したものであるから、「捏造」であるというほかない。

よって、本件各記事における「捏造」との表現は、その重要な部分について真実であり、少なくとも真実相当性が認められる。

第4 原告池田修一には毀損されるような名誉がなく、損害が発生していないこと

そもそも、「公の場で、こうしたいい加減なデータと、それに基づく誤った解釈を発表するとともに、遺伝学の基本ともいべきデータ解釈の能力もないとみなされる医学研究者」の名誉とは、なにを指しているのでしょうか。原告池田修一には、棄損されるような「名誉」などないと、ほとんどすべての研究者が判断すると考えられる（丙62の2）。

今回の事案のように全く根拠もないでたらめな発表は、研究者として恥ずべきも

ので、研究不正があったことを否定する科学者はいない（丙63の2・11頁）。

以上のとおり、本件成果発表会及びNEWS 23における原告池田修一の発表・発言は、「公の場で、こうしたいい加減なデータと、それに基づく誤った解釈を発表するとともに、遺伝学の基本ともいうべきデータ解釈の能力もないとみなされる」ものであると同時に、また、全く根拠もないでたらめな発表であり、研究者として恥ずべきものであることから、本件成果発表会及びNEWS 23における原告池田修一の発表・発言がなされた平成28年3月16日時点において、原告池田修一の研究者としての名誉は無に帰しており、本件各記事による原告池田修一の名誉毀損は観念し得ず、原告池田修一に損害が発生することは考えられない。

第5 訴訟進行に関する意見（争点整理案の作成）

「捏造」に関する被告村中璃子の主張は、上記のとおりであるが、原告池田修一との間で、「捏造」の定義、「捏造」の対象となる行為、「捏造」の有無の評価方法等について、主張が大きく異なっており、争点整理が錯綜している状況である。裁判所においては、争点整理案を書面で示し、双方当事者の意見を聴いた上で、証人の採用の判断をすべきであると思料する。

以 上